

資料 1

4産労農水第1451号

東京海区漁業調整委員会

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項において準用する同条第2項の規定に基づき、くろまぐろの知事管理漁獲可能量の変更に関し、別紙のとおり「くろまぐろの知事管理漁獲可能量の変更に関する実施要領」の一部を改正することについて、貴委員会へ意見を求めます。

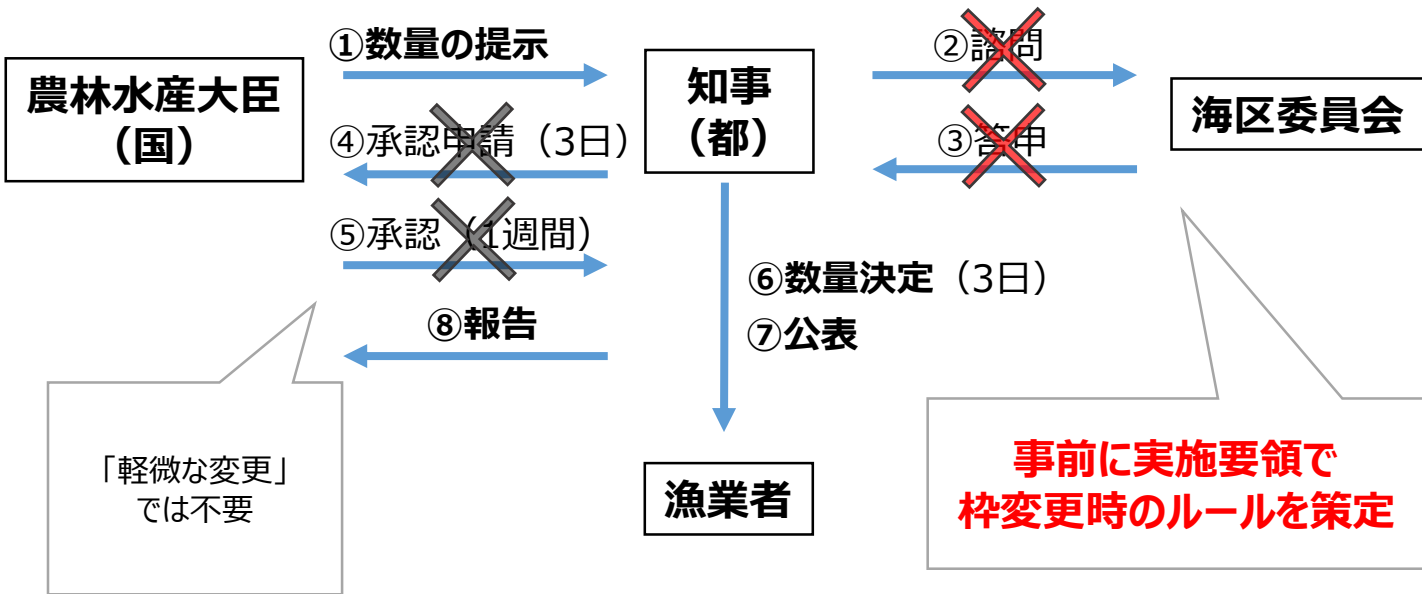
令和4年12月6日

東京都知事 小池 百合子
(公印省略)

くろまぐろTACの変更に関する実施要領 一部改正の概要

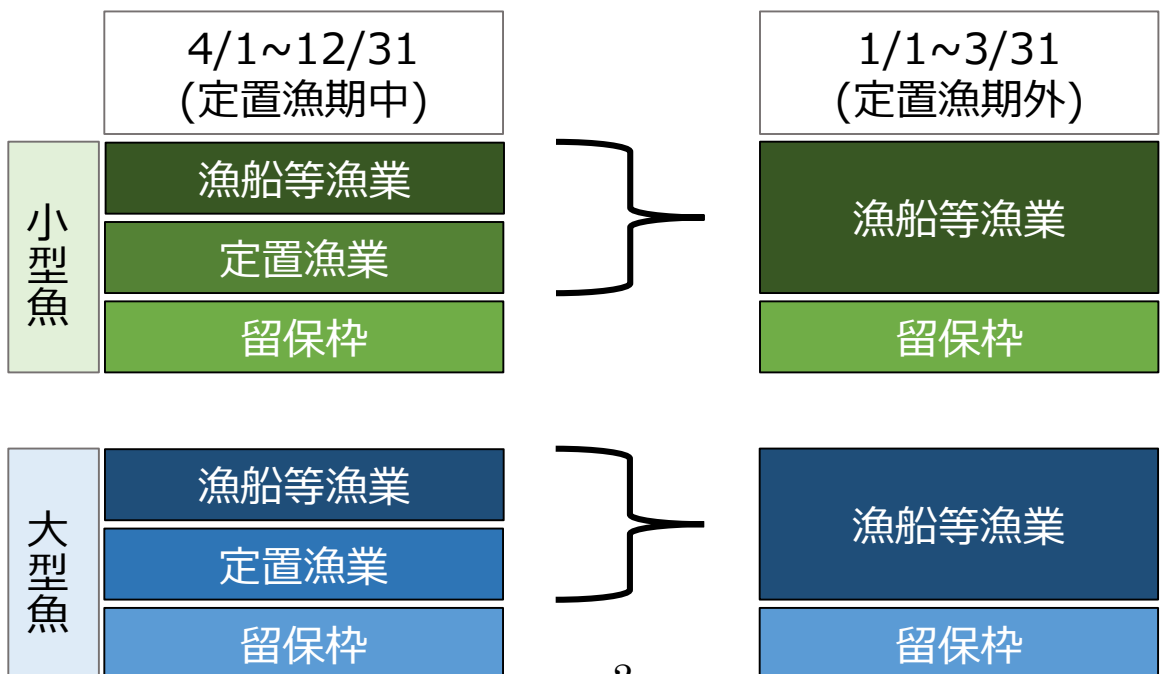
①くろまぐろTACの変更時の手続き（追加配分等：軽微な変更）

くろまぐろTACの軽微な変更を行う際の事務手続きの短縮化を小型魚にも適用。
（大型魚は令和3年11月より適用済み）



②定置漁業の未利用分の移転（定置→漁船：軽微な変更）

定置漁業の漁期終了に伴う定置漁業の漁獲枠の漁船等漁業への移転を自動化。



くろまぐろの知事管理漁獲可能量の変更に関する実施要領（改正案）

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第5項において準用する同条第2項の規定に基づき実施する、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）（以下「くろまぐろ」という。）の知事管理漁獲可能量の変更に係る海区漁業調整委員会の意見聴取については、あらかじめ東京海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の了承を得たうえで、本実施要領に定めるところによるものとする。

（趣旨）

第1 くろまぐろの知事管理漁獲可能量の変更に関するルールを整備することにより、事務手続きを迅速化し、漁業者の操業機会を確保し、漁獲枠の有効活用を図る。

（追加配分及び未利用分の移転の手続き）

第2 追加配分及び未利用分の移転に伴い当該管理年度の知事管理漁獲可能量を変更しようとするときは、次の第3及び第4の規定に基づき配分を行うこととする。

（知事管理区分への追加配分の基準）

第3 くろまぐろの漁獲可能量の知事管理区分への追加配分は、全て漁船等漁業へ配分することとする。

（定置漁業の未利用分の移転）

第4 1月1日時点でくろまぐろ定置漁業の漁獲可能量の配分量に未利用分がある場合には、全て漁船等漁業へ移転することとする。

（変更後の報告）

第5 本実施要領により知事管理漁獲可能量の変更を行った場合には、知事の裁量の余地のない機械的な変更であることから、直近で開催される委員会でその経緯を報告する。

（その他の変更の取扱い）

第6 第3および第4の規定によるもの以外の変更を行う場合には、委員会の意見を聴いた上で配分することとする。

附 則（3産労農水第1259号）

この実施要領は、令和3年11月25日から適用する。

附 則（4産労農水第 号）

この実施要領は、令和4年 月 日から適用する。

くろまぐろの知事管理漁獲可能量の変更に関する実施要領 新旧対照表

改正案	現行
<p>くろまぐろの<u>知事管理漁獲可能量の変更</u>に関する実施要領</p> <p>漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 16 条第 5 項において準用する同条第 2 項の規定に基づき実施する、<u>くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）</u>（以下「くろまぐろ」という。）の知事管理漁獲可能量の変更に係る海区漁業調整委員会の意見聴取については、あらかじめ東京海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の了承を得たうえで、本実施要領に定めるところによるものとする。</p> <p>（趣旨）</p> <p>第 1 くろまぐろの知事管理漁獲可能量の変更に関するルールを整備することにより、事務手続きを迅速化し、漁業者の操業機会を確保し、漁獲枠の有効活用を図る。</p> <p>（追加配分及び未利用分の移転の手続き）</p> <p>第 2 追加配分<u>及び未利用分の移転</u>に伴い当該管理年度の知事管理漁獲可能量を変更しようとするときは、次の第 3 <u>及び第 4</u>の規定に基づき配分を行うこととする。</p> <p>（知事管理区分への追加配分の基準）</p> <p>第 3 くろまぐろの漁獲可能量の知事管理区分への追加配分は、<u>全て</u>漁船等漁業へ配分することとする。</p>	<p>くろまぐろ<u>（大型魚）</u>の漁獲可能量の<u>追加配分</u>に関する実施要領</p> <p>漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 16 条第 5 項において準用する同条第 2 項の規定に基づき実施する、くろまぐろ（大型魚）の<u>漁獲可能量の追加配分に伴う</u>知事管理漁獲可能量の変更に係る海区漁業調整委員会の意見聴取については、あらかじめ東京海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の了承を得たうえで、本実施要領に定めるところによるものとする。</p> <p>（趣旨）</p> <p>第 1 くろまぐろ<u>（大型魚）</u>の<u>漁獲可能量の追加配分に伴う</u>知事管理漁獲可能量の変更に関するルールを整備することにより、事務手続きを迅速化し、漁業者の操業機会を確保し、漁獲枠の有効活用を図る。</p> <p>（追加配分時の手続き）</p> <p>第 2 追加配分に伴い当該管理年度の知事管理漁獲可能量を変更しようとするときは、次の第 3 の規定に基づき配分を行うこととする。</p> <p>（知事管理区分への追加配分の基準）</p> <p>第 3 くろまぐろ<u>（大型魚）</u>の漁獲可能量の知事管理区分への追加配分は、漁船等漁業へ配分することとする。</p>

<p><u>(定置漁業の未利用分の移転)</u></p> <p><u>第4 1月1日時点でくろまぐろ定置漁業の漁獲可能量の配分量に未利用分がある場合には、全て漁船等漁業へ移転することとする。</u></p> <p>(変更後の報告)</p> <p><u>第5 本実施要領により知事管理漁獲可能量の変更を行った場合には、知事の裁量の余地のない機械的な変更であることから、直近で開催される委員会でその経緯を報告する。</u></p> <p><u>(その他の変更の取扱い)</u></p> <p><u>第6 第3及び第4の規定によるもの以外の変更を行う場合には、委員会の意見を聴いた上で配分することとする。</u></p> <p>附 則 (3産労農水第1259号) この実施要領は、令和3年11月25日から適用する。</p> <p><u>附 則 (4産労農水第1451号)</u> <u>この実施要領は、令和4年12月 日から適用する。</u></p>	<p><u>(追加)</u></p> <p>(変更後の報告)</p> <p><u>第4 本実施要領により知事管理漁獲可能量の変更を行った場合には、知事の裁量の余地のない機械的な変更であることから、直近で開催される委員会でその経緯を報告する。</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>附 則 (3産労農水第1259号) この実施要領は、令和3年11月25日から適用する。</p>
--	--